平成２２年（フ）第１５１号
東京都中央区佃２丁目２―11―2108
破産者　河内　仁志
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１９号
埼玉県八潮市緑町３丁目７―26―101
破産者　江縫　秋夫
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３４号
東京都大田区池上２丁目６－６
破産者　宇山　洋子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８６号
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地849番地７
破産者　有限会社砂子工芸
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８７号
北海道札幌市西区西野６条８丁目３－９、開始決定時の住所北海道札幌市西区西野２条９丁目４－７―402
破産者　砂子　龍一
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８８号
兵庫県明石市二見町西二見1114番地
破産者　有限会社デイスプレイトム
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９０号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目587
破産者　森口すみ子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４９号
東京都練馬区西大泉２丁目17―４
破産者　小川　安泰
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７６号
東京都板橋区赤塚６丁目40―20―102
破産者　南　　岳輝
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８０号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目17番６号
破産者　株式会社アーバン・マネージメント
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３２号
東京都練馬区旭丘１丁目73番11号
破産者　株式会社国際ゴルフ
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３３号
神奈川県横須賀市三春町６丁目90　第２サンハイム102
破産者　北見　博之
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４３号
東京都大田区中央５丁目16番７号
破産者　有限会社紅千荘
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４４号
東京都東久留米市小山２－６―16―107、住民票上の住所東京都大田区中央５丁目16―７
破産者　濱田　信夫
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４５号
東京都東久留米市小山２－６―16―107、住民票上の住所東京都大田区中央５丁目16―７
破産者　濱田　徳惠
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０４６号
東京都新宿区新宿２丁目12番９号
破産者　株式会社国際サーチ・アンド・サーチ
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６６号
東京都葛飾区西亀有１－９―12、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区東和３丁目18番17号
破産者　有限会社ジャッピル
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８７号
東京都港区東新橋２丁目４－８―1005
破産者　谷奥　貴秀
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２４号
東京都国分寺市東恋ケ窪２丁目11番地16
破産者　有限会社富玄
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６１号
東京都練馬区早宮２丁目15番15号
破産者　有限会社ホネスト・エンジニアリング
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６２号
東京都練馬区早宮２丁目15―15
破産者　岩井　好治
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６５号
東京都足立区千住橋戸町11番地
破産者　株式会社ヤギスタジオ
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部